平成２８年（フ）第４１４号
神奈川県厚木市愛名680番地11
債務者　太田　達也
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４３１号
神奈川県平塚市四之宮３丁目８番１－303号高橋第１ビル
債務者　井上有梨沙（旧姓折出）
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１８２号
和歌山県橋本市三石台３丁目29番地の２－806
債務者　真杉こと　眞杉　祐輔
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１８９号
和歌山市上野417番地22
債務者　下俵　弥生
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１９０号
和歌山市木ノ本269番地20
債務者　古賀野會こと　朴　八重子
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２０３号
和歌山市木ノ本1182番地12
債務者　坂下　美鈴
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２０４号
和歌山市木ノ本1182番地12
債務者　坂下真奈美
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２０５号
和歌山市湊北町３丁目25番地　シャトー湊本町５－Ａ
債務者　芦原　晏彦
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第９６号
青森市浪館前田４丁目11番３号
債務者　福士　邦昭
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６９号
青森県弘前市大字黒滝字一ノ川瀬70番地
債務者　平井　　亮
1　決定年月日時　平成28年８月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第８９号
青森県黒石市大字内町62番地７　中谷アパート１号
債務者　佐藤　芳治
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第９３号
青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字村元60番地２
債務者　齋藤　朝子
1　決定年月日時　平成28年８月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第９７号
青森県弘前市高杉字五反田231　有料老人ホーム大雄荘内、住民票上の住所青森県弘前市大字十面沢字沢田14番地３
債務者　増田　繁男
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第４１５号
神奈川県中郡大磯町高麗１丁目14番１号
債務者　半田昭太郎
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４４２号
神奈川県厚木市戸室５丁目21番１－310号、前住所神奈川県厚木市戸田1462番地１
債務者　高橋　信行
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第７３７号
名古屋市守山区大字中志段味字南原2680番地の17
債務者　岸　美代子
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２号
大分県豊後大野市緒方町野尻561番地
債務者　地引美穂子
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大分地方裁判所竹田支部